

単品スライド条項の運用について

令和8年4月20日

甲州市建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用に関し、昨今の急激な資材高騰を鑑み、現行の運用ルールで定めている対象資材を「鋼材類」及び「燃料油」の2品目に限定せず、個々の工事に著しい影響を及ぼす主要な資材も適用対象に追加することとしましたのでお知らせします。

運用については、山梨県に準用します。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、市の工事請負契約約款に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置をいいます。

2 条項適用の対象とする資材及び適用日

対象資材：「鋼材類」、「燃料油」その他の主要な工事材料とする。

各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

適用日：令和8年4月20日(以下、「適用日」という。)

3 対象となる工事

適用日以降に工期の末日を迎える工事、及び適用日以降に新たに契約を締結する工事

4 請負代金額の変更の考え方

(1) 品目類ごとの増額分が対象工事費(注)の1%を超えたものを請負代金額の変更対象とします。

(2) 変更対象資材について、その増額分のうち、対象工事費(注)の1%を超える額を発注者が負担します。

(注)対象工事費とは請負代金額の総価であるが、部分払いを行った場合は出来形部分等に相応する請負代金額を控除した額です。

(3) スライド額の算定

スライド額＝【鋼材類】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量×落札率×105/100＋【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量×落札率×105/100－スライド前の請負代金額の1%相当額

- (注) 品目類ごとの増額を算定し、請負代金額の1%を超える資材のみがスライド額の計算対象となります。
- (注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が搬入、購入月の設計単価で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算します。

5 変更請求の時期

工期の末日の2か月前までに請負代金額の変更請求を行う必要があります。

6 証明書類の提出(必須)

実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を必ず提出してください。

7 請負代金の変更手続きの流れ(予定)

請負代金額変更は、工期末に変更契約を行いますが、その際の手続きは以下のとおりです。

- 1 単品スライド条項適用による請負代金額変更請求書を発注者に提出(**工事完成期日の2ヶ月前までに提出**)
- 2 発注者が請負者から提出された証明資料等により、適用日以降の請負代金額変更額を算出
- 3 単品スライド条項適用による請負代金額変更がある場合は、請負者に通知
- 4 変更契約締結

※ 参考資料

[国土交通省関東地方整備局\(技術情報\)](#)

リンク先の主な掲載資料

- ・工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について
- ・工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用マニュアル(暫定版)

【このページの内容についてのお問い合わせ先】

財政課 契約担当 電話:0553-32-5060 Fax:0553-32-2122

※上記のほか各発注担当課にお問い合わせいただいても結構です。

